

令和6年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日 (採決)

令和6年 第1回 定例会 会議録

日時 令和6年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山 佐穂	2番	浦野 雅幸	3番	吉本 文枝
4番	門馬 良	5番	太郎 良瞳	6番	横山 和輝
7番	品川 静	8番	古屋 宏治	9番	栗須 信治
10番	村瀬 敬太郎	11番	今長 谷武和	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	大塚 哲雄
教 育 長	今長 谷 寛	総 務 課 長	田村 明広
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊谷 重幸
会 計 課 長	西村 智子	まちづくり課長	大内田 幸介
税 務 課 長	進藤 功次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲哉	健 康 課 長	村瀬 菊子
福 祉 課 長	平山 智久	産業観光課長	松 熊 大
都市整備課長	堀 雅 仁	上下水道課長	城 戸 勝 範
学校教育課長	田中 久善	こども育成課長	藤 幸 三
社会教育課長	横内 綾子	監査委員事務局長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長 水江 靖 浩 次 長 伴 秀 代

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第5号「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第5号「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」

本議案は、適切な管理が行われていない空家等及び空地が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的とし本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家等に対して、町が実施する施策に加え管理不良状態の空き地に対しても調査、助言、指導及び勧告を町が実施できるようにするものであります。執行部の説明では、町民からの相談や実態調査の依頼により土地所有者等の調査を行い所有者等の確知を行う。その上で、立入調査のための通知書を送付の上で立入調査を実施することとです。

また、調査の結果、管理不良状態であると認められた場合には該当通知を送付し、改善を促すこととなります。この時点で、改善が認められた場合には改善通知を、また改善が認められなかった場合には、指導、勧告、特定空家等に関しては命令と、その段階に応じて措置を進めることとなります。

いずれの段階においても、現地確認において改善が認められなかった場合には、空家等対策協議会にそれぞれの段階において審議を行うこととなります。この勧告の段階に至りますと、空家等に係る敷地は地方税法の規定に基づき、固定資産の課税の特例から除外されることとなります。命令に関しては事前通知を行い所有者等に意見書の提出や公開による意見の聴取を請求することができることを知らせると

ともに、結果について空家等対策協議会に諮った上で、命令が適当と判断された場合には所有者等に対し命令書を送付し、相当の期間を経た後、現地の確認を行い、それでも改善が見られない場合においては代執行を行うこととなります。

また、遠方に居住などの理由により所有者等本人が対応できない場合においては、事務代行依頼申請を行うことで篠栗町と申請者の間で必要な措置を代行にて行うことができることとなります。との説明がございました。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法に空地という文言がないが上位法に含まれていないものを条例で定めることができるのかと質問があり、環境保全を目的としており、空地に対しても本条例に含むものであるとの回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございませんか。ございませんね。

では、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第6号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者選定委員会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、当該委員会の所掌事務として、候補者の選定に関することとされており、その選定に当たっては専門的な知識経験等に基づく助言、審査等を行うものであることから、外部の有識者を含む当該委員会は附属機関として規定すべきものと考え、本条例の一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく篠栗町要保護児童対策地域協

議会を附属機関から除外するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、要保護児童対策地域協議会の所掌の事務として、各関係機関の代表が参集し、対象者等に適切な支援を図るために必要な情報を交換する機関となっており、調停、審査、審議または調査等のほか、諮問、答申をする附属機関に属することは適切でないと判断したため、本条例の一部の改正をするものであります。

また、除外することに伴い、当該附属機関の報酬等の規定を削除するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）の別表第2も、あわせて当該委員の費用弁償の項目も削除することの一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい。ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号「篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案を、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 8 号「篠栗町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、幅広い行政サービスの提供を行うとともに、毎年引上げ制度に伴う職員増の対応として、職員定数を引き上げるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、篠栗町の職員定数は 180 人のところ 20 人増員し、200 人にするとのごとでございませう。定数の内訳は町長部局の定数 135 人を 155 人にし、その他部局は改正前と同数であります。執行部の説明では類似団体と比較して 30 名以上少ない状況が続いており、今後の幅広い行政サービスの提供や定年引上げ制度に伴う職員増の対応との説明でありました。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

今回、20 名の増員でありますう、糟屋郡内を含むほかの団体と比較してもまだ少ないようですが、人口割などの基準などの定めにおいて、他団体と同数程度にすることは将来考えているのかとの質問があり、過去の行革などで職員数を減らしてきたが、現在の人数で足りることはない。今後の定年延長者が令和 16 年には現在の全職員数より 26 人増えることになるので、その分だけは今回措置したいとの回答でございました。

質疑終了後、討論を行いましたう、討論はございませうでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしてあります。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませうか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませうか。

はい、ないようですうので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關す

る条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案を、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者選定委員会委員の報酬の額等を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、費用弁償を会議1時間当たり5,000円とするものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

この条例では、他の委員は出席1回当たりの費用弁償になっていますが、重要度が違うのかとの質問があり、この委員会委員は専門的な知識を有する、例えば大学の助教授クラスの方を想定しており、拘束する時間での算定を採用している、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました但し討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は土地区画整理事業等の公益上の理由により、使用の制限が発生した固定資産の所有者に対して課する固定資産税を減免の対象に追加するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑ありましたので説明をいたします。

条文の追加がその他特別な事情を有する固定資産となっているが、提案理由を、そのまま目的に沿った形として明確に条文にすることは可能なのかとの質問があり、この条文を改正すると併せて、特別な事情を判断する篠栗町町民税減免要綱を別途制定しているとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 1 1 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 7 号）が、令和 6 年 4 月 1 日施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の 2 2 万円から 2 万円引上げ 2 4 万円とするものであります。

次に、国民健康被保険者、均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関するもので、被保険者数に乗ずる金額を、5 割軽減の基準については現行の 2 9 万から 5, 0 0 0 円引上げ 2 9 万 5, 0 0 0 円とし、2 割軽減の基準については現行の 5 3 万 5, 0 0 0 円から 1 万円引上げ 5 4 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

ただし、この減額分は、基盤安定繰入金として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の繰入れとして補填されるもので、特別会計における財政影響はないとのことであります。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 1 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 1 2 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並

びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行され、特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないとするものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町健康づくり推進協議会の所掌事務に、「健康づくりに関する計画の策定に関すること」を追加するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の内容は、町における健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、篠栗町健康づくり推進協議会が設置されており、各種施策の検討、評価、計画の見直しなどを行い、その他健康づくりに関する施策の提言等を行っており、実情に合わせて、「健康づくりに関する計画の策定に関すること」を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

篠栗町増進計画策定委員会設置条例は廃止されるのかとの質問がありました。推進計画が、当該条例の規定をもとに運用策定されることから、条例内容が重複することになり廃止することになるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号「財産の取得について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第14号「財産の取得について」

本議案は、小中学校特別支援教室増加に伴う備品を購入するためであります。

当該財産の取得について仮契約を結んだため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は、小中学校特別支援教室増加に伴う備品一式。

契約金額は、895万2,570円。

契約方法は、一般競争入札。

契約の相手方は、福岡県筑紫野市紫2丁目2番10号。

株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原日出男であります。

執行部の説明では、御手元のタブレットに掲載しておりますとおりの備品を、各小・中学校において目的に応じて購入するとの説明でありました。

当委員会の中で質疑がありましたので4つ説明をいたします。

パーテーションの用途は、との質問に対し、個別学習スペースの確保で、集中して学習するためとの回答でありました。

次に、過去においては分割工事のときに備品もあわせて納品していたが、今回は、なぜ備品購入があるのかとの質問に対し、分割工事の納品は主に備え付けの備品であったため、今回は別の教室にも移動できるような備品となるためとの回答でありました。

3つ目、応札業者は何社であったのか、また納入実績はあるのかとの質問に対し、応札は1社であり、納入実績はあるとの回答でありました。

最後に、備品は、リサイクル品を使用することは可能なのかとの質問に対し、リサイクル品は考えていないとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第15号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第15号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものであります。

内容は、「大字尾仲」「大字若杉」の一部区域を廃止し、新たに「庄一丁目」から「庄六丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものであります。

実施日は、令和6年9月28日であります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

名称等検討委員会の検討委員の選出また人数はどのようにして決めるのかとの質問に対し、委員の選出は実施区域の区長さんに依頼し、人数も相談して決めているとの回答でありました。

次は、今の選定方法では世帯数の多い行政区の名称になる可能性が大きいと思うが。との質問に対し、アンケート調査を参考にして名称等検討委員会で最終的に選定されているとの回答でありました。

最後に、住居表示実施において行政区の変更はないとしてあるが、将来はどうなるのか。

今の段階では変更はないということで進めているとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第16号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成され篠栗町へ帰属された道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものがあります。認定路線名は、高田地区32号線から39号線であります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

町道の認定に関して、起点終点が道路に接続していることが望ましいが、一部行き止まりの箇所が見受けられるが、その理由は。との質問があり、一つはその先が公園であること、もう一つは幅員が6メートル以上であることから管理を一体としているためであるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第17号「町道の路線変更について」

本議案は、宅地開発により既存道路の終点、延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により路線を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。変更路線名は、和田地区13号線及び高田地区21号線であります。

当委員会の中で質疑はありませんでした。討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

何か。よろしいですか。

よろしいですか。

はい。討論なしと認め、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい。全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第18号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第18号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億7万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,314万1,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費において、光熱水費を2,000万円の減、篠栗北地区産業団地法面調査833万8,000円の増。

民生費において、施設等利用給付1,061万2,000円の減、児童館関連施設整備工事1,153万5,000円の減。

衛生費において、総合保健福祉センター地下駐車場泡消火設備改修工事1,822万7,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種事業予防事業費委託料2,113万1,000円の減、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金1億2,947万9,000円の減。

農林水産業費において、ため池劣化状況評価及び耐震診断業務委託1,585万5,000円の増。

諸支出金において、各基金への積立金367万2,000円の増。

その他の歳出の減額補正は、主に事業費の確定、入札執行残、経費節減等の残による減額補正するものであります。

主な歳入は、地方交付税1億2,125万1,000円の減。

国県支出金3,598万5,000円の減。

財産収入 5,328万9,000円の増。

寄附金 2億3,900万円の減。

諸収入 4,287万5,000円の増とするものであります。

繰越明許費の補正については、篠栗北地区産業団地法面調査観測業務委託 1,911万8,000円、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修業務委託 1,138万5,000円、消防団水槽付消防ポンプ自動車購入事業 4,812万5,000円、小葉山線林道災害復旧工事ほか 8件 4,985万9,000円、その他 5件を含めて合計 17件で、総額 1億6,348万1,000円の繰越明許費補正であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第19号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第19号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

本議案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を増額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,162万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、令和5年度支払い分の保険給付費及び高額療養費がそれぞれ不足するため、増額補正するものであります。

歳入において、国民健康保険税を4,482万2,000円減額し、県支出金を1億5,840万5,000円の増額、繰入金を358万3,000円の減額とし、歳出において、一般被保険者療養給付費の保険者負担分として8,000万円の増額、一般被保険者高齢療養費を3,000万円の増額とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第20号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,667万1,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,493万円とするものであります。

補正予算の内容は、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付額の確定により減額補正するものであります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を1,656万1,000円の減額、繰入金
を36万5,000円の減額、諸収入を25万5,000円の増額とし、歳出におい
て、広域連合への保険料負担金1,667万1,000円の減額とするものでありま
す。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略
いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い
たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第21号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）
について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第21号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収
入及び支出の予定額に収益的支出94万1,000円を増額し、収益的支出の予定
額を5億5,240万5,000円とし、8,814万8,000円の黒字予算とする

ものであります。

補正予算の内容は、地方公共団体金融機構への支払利息の確定によるもので、営業外費用の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終了し、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号「令和6年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和6年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和6年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,178万3,000円とするものであります。前年度当初予算に対し16億689万1,000円の増額となっております。

主な増額要因は、庁舎耐震工事、ふるさと寄附金に対する返礼品、たけのこ児童クラブ室新築工事、クリエイト篠栗空冷ポンプチラー及び付帯設備の更新工事などでありました。また、主な減額要因は、水槽付消防自動車購入費、公債費の減少などでありました。地方債については、地方債の限度額は、臨時財政対策、緊急防災・減災事業のほか、合計9件の事業債で、総額8億2,937万7,000円計上されて

おります。なお、歳入の審査において、ふるさと納税寄附金の審査の中で、執行部からは「寄附金アップのため、町長そしてふるさと観光推進室と共に先頭に立ち、篠栗町のPR活動、また地元企業との新商品の開発に力を注ぐ」との宣言があり、議会からは、中長期財政計画について、北地区産業団地に進出企業の6社全てが操業していることが前提の計画であり、また人件費及び職員数は現状維持の計画であるが、実態と齟齬が生じているので、新たに中長期財政計画を策定して頂きたいとの質問に対しては、令和6年度に財政計画の見直しをすることを財政課に指示をしているとの答弁でありました。

また、ふるさと納税のアップに対する強い思いは理解するが、5年度補正予算で減額補正をしていることを鑑み、もう少し謙虚であることが望ましいのでは、との意見に対し、そのことも考慮したが、今回はこのような予算編成をすることによって、背水の陣で臨む覚悟である。また、ふるさと納税の状況を定期的に議会に報告するとの答弁がありました。

議会からは、「この予算編成で大丈夫か」と心配の声があったが、町長の強い意志を感じた。その意志にこたえるために、議会からいろいろとアドバイスや提案等、意見を交わすこととして、定例会ごとに情報共有を図って頂きたいとの意見がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

はい、では、まず反対の討論の方。

はい、浦野議員。

○議員(浦野 雅幸) はい、議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、本議案に対し反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、観光協会への補助金に関してであります。

この観光協会への補助金は、観光協会が誕生したとき、1日でも早く独自に採算がとれることを期待し、計上されたものと認識しております。しかし、採算がとれ

るようになったにもかかわらず、前年同様の補助金を計上するのは、観光協会の自立を阻害するものであると考えます。

今後とも、観光協会の自立と更なる発展を願う1人として、観光協会の現在の実績及び将来を見据えた補助金であるべきと考えます。

以上の観点から、本予算案に反対いたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員。今の発言の中で「観光協会が、採算がとれるようになった」という表現がございましたが、それが事実かどうか、ちょっとこの場では確認できませんもので、あなたの御意見として賜っておきます。

次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号6番、横山でございます。

令和6年度一般会計予算に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。本予算には、産業団地に関する収支が企画イベント事業費として、IRUGASAS（イルガーサ）創業祭523万7,000円、PR業務委託費594万円が計上されております。IRUGASAS（イルガーサ）創業祭を、春らんまんハイキングのように、町のイベントとして毎年行いたいということですが、この創業祭の主体は企業であり、本来、産業団地内の企業が費用を出して、企画しなければいけないことを町が全額近く負担して行うということは、特定の企業を優遇することになるので認めることができません。また、PR業務委託はやまやコミュニケーションズに町の宣伝をお願いしているとの理由で、法外な委託費を計上してありますが、通常企業サイドの行為で無償でして頂いてもおかしくない事柄だと思います。その反面、イベント広場の名目でやまやに無償で駐車場の利用を容認し続けていることは許されることではないと考えます。

このことは国有地の駐車場を無償で企業に、あたかも国の了承を得たかのように利用させていることと相通じることであると考えます。ところで、国道事務所の所長とは、現在、情報交換をさせて頂いておりますが、2日前の電話の話では国有地の駐車場に関して、今回の一般質問のライブ中継及び過去の質問を聞いて、今の現状を重々理解していること、さらには現地の視察も終え、今後の対応を考えていることを告げられたことをこの場をかりて報告いたします。

最後になりましたが、産業団地は未だに3社の企業の動向がはっきりしない状況では、イベントを行うことに力を入れるよりも、1日でも早く、そして確実に家屋

の建設に取りかかってもらうよう強く働きかけることに専念すべきだと思います。

以上の理由で、本予算案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第23号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,629万6,000円とするもので、前年度当初予算額に対し1億6,024万1,000円の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億4,364万1,000円、国民健康保険事業費納付金7億1,475万7,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億6,355万9,000円、保険給付費等交付金の県補助金21億9,809万5,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第24号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第24号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,012万3,000円とするもので、前年度当初予算額に対し4,434万8,000円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億721万3,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億8,552万円、一般会計繰入金1億4,459万6,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、おおむね1時間経ちましたので休憩に入ります。

11時10分から再開いたします。

休止 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（荒牧 泰範） それでは再開いたします。

日程第21、議案第25号「令和6年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第25号「令和6年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,521万8,000円に対し、支出の予定額は5億7,831万4,000円となり、6,690万4,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は2億6,010万円に対し、支出の予定額を4億6,629万円とし、資本的支出額に対し不足する2億619万円は損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第26号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額を8億9,118万円に対し、支出の予定額は8億8,134万円となり、984万円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は3億6,212万1,000円に対し、支出の予定額を5億8,922万6,000円とし、資本的支出額に対する不足する2億2,710万5,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会に審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、選挙案第1号「篠栗町選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長をもって朗読いたします。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） はい。

選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」

選挙管理委員及び補充員は、令和6年3月31日任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により後任者それぞれ4人の選挙を求める。

令和6年3月4日、篠栗町議会議長 荒牧 泰範

提案理由、令和6年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 本案は地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の指名は、氏名のみ読み上げます。詳細はタブレットに掲載しているとおりです。

まず、選挙管理委員に芳野忠、井上博文、村嶋史枝、林愛子以上4名を指名いたします。

続きまして、補充員は野見山宏孝、村嶋茂則、石内清之、黒瀬英三以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しましたそれぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名した芳野忠氏、井上博文氏、村嶋史枝氏、林愛子氏の4名の方が篠栗町選挙管理委員に当選され、補充員には野見山宏孝氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、黒瀬英三氏の4名の方が当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、補充員の順序は、野見山宏孝氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、黒瀬英三氏、以上の順序に決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、総務建設常任委員長から、意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」の議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設常任委員長に求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝）

意見書案第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」

本定例会において、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の請願書が提出され、全員賛成にて、総務建設常任委員会において採択しております。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨はタブレットに記載のとおりでございます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号はみなし採択といたします。

日程第24、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設文教厚生両委員長から会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでタブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はございますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、質疑なしです。質疑を終了いたします。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任して頂きたいと思っておりますがこれに御異議ございませ

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい。異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで三浦町長、何か発言することがございましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間に亘る御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例の制定について」をはじめ条例案9件、「財産の取得について」1件、「字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、「令和5年度補正予算」4件、「令和6年度当初予算」5件の上程いたしました23議案、全てにつきまして可決頂きましたことに感謝いたします。

また、選挙案第1号「篠栗町選挙管理委員及び補充員の選挙」にて議会において選挙され、新たな選挙管理委員及び補充員が当選されました。当選されました皆様には、篠栗町の公平公正な選挙に向けて御尽力賜りますようお願いいたします。

本定例会は言うまでもなく、令和6年度篠栗町として何を事業として行うかを御審議頂く大変重要な議会でした。予算特別委員会の中では様々な御議論を頂きました。令和6年度一般会計予算の御審議において、まちづくり課所管の企画イベント事業の委託料に関する御審議において、昨年11月に開催いたしましたIRUGASAS(イルガーサ)創業祭と、同様のイベント企画につきましては、創業祭のネーミングを篠栗町主催のイベントにふさわしい名称にすべきとの御意見も頂きました。今年の秋に向けて町内外から多くの人に御来場頂けるよう、新たな名称を考え、次回定例会にて御報告いたしたいと思っております。

また、同課において御説明いたしましたPR業務委託料や、産業観光課所管の観光費における観光協会運営補助金の額について、予算案に計上する過程での額の精査が曖昧である、納得のいく説明ができるように十分精査して予算案を計上するようにとの御意見も頂きました。今後は、議会の御指摘を踏まえ、しっかりとした根拠

を説明できるように努めてまいります。

歳入においては、寄附金の予算額 7 億 6,250 万円について、これはふるさと納税寄附金の増額案でございましたが、多く見積り過ぎているのではないかとの御意見を頂きました。篠栗町としては、これからの大事な財源として継続的に確保できるよう、令和 6 年度以降、ふるさと納税寄附金事業をこれまでの取り組みを改めて、しっかりと攻めの姿勢で継続して取り組んでいくことをお約束し御理解を頂きました。今後とも議会の皆様におかれましては建設的な御意見を頂ければありがたいと考えます。引き続き御協力よろしくお願いたします。

予算特別委員会における令和 6 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算案についての審議においては、資料の精査不足から不備が見つかり、日程をずらして御審議頂くという事態を招きましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後はかかることのないよう全課に徹底いたします。誠に申し訳ございませんでした。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたように、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定について、これまで以上に精査をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できる予算編成に努めてまいります。

また、予算審議の際に頂いた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。ただいま成立いたしました令和 6 年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しにして取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

さて、3 月限りで役職定年となります栗原俊孝総務課課長には、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。心から感謝申し上げます。昨年度まで会計課長という重責を担って頂いておりましたが、現在は病気療養中でございます。回復の暁には豊富な行政経験を生かして、また御活躍頂きますようよろしくお願いたします。ありがとうございました。

また、勸奨退職される有隅伸こども育成課課長におかれては、長い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。新任課長として、篠栗町の子ども子育て全般を所管する課長として大変御尽力を頂きましたことに感謝申し上げます。4 月以降町内で事業を継承されると聞き及んでおります。今後とも町行政に対しまして温かく見守っていただきますようよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

この後、全国町村議長会から表彰をお受けになると伺っております荒牧議長におかれましては、長年に亘る議会議員としての地方自治の振興に寄与された御功績は、大変大きいものでございます。私からも深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力賜りますようお願い申し上げて、篠栗町議会令和6年第1回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議誠にありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で本日の会議を閉じます。

なお、閉会ののち、水江事務局長より発言を求められておりますので、皆様そのままとどまりお聞きください。

これをもちまして、令和6年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時35分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

門馬 良

篠栗町議会議員

太郎良 瞳
